

1. 営利事業者が海外関係会社へ従業員を派遣し研究開発技術サービスを提供する場合、役務収入を得る必要がある。(財政部中区国税局 2015/7/17)
2. 営利事業者の固定資産の減価償却は、毎年処理を行い、中断してはならない。(財政部北区国税局 2015/6/25)。
3. 営業人は跳び越えて統一發票を発行すると処罰を受ける (財政部南区国税局 2015/6/17)。
4. 「会計証憑」の保存期間の起算について(財政部南区国税局 2015/6/17)。

|      |   |
|------|---|
| 公表元  | 財政部中区国税局  |
| テーマ  | 営利事業者が海外関係会社へ従業員を派遣し研究開発技術サービスを提供する場合、役務収入を得る必要がある  |
| 公表内容 | <p>財政部中区国税局によると、企業が製品競争力を強化するために多額の研究開発費を投入し、研究開発の成果を海外関係会社へ提供し、企業全体で更に多くの利益を生み出している。但し営利事業者はしばしば得るべき役務収入を申告していないことがある。当局は営利事業者に、追加納税を避けるため、移転価格の規定に注意するよう喚起している。</p> <p>当局によると、最近、甲社の営利事業所得税の確定申告書を審査した際、当該会社の研究開発者への給与申告額が1億元に達し、その内長期海外駐在員への給与が計3,700万円あまりがあることを発見した。当該駐在員は海外関係会社へ研究開発技術指導業務を提供していたが、甲社は海外関係会社から研究開発技術サービスの役務収入を得ておらず、独立企業間取引に合致していなかった。従って、独立企業間取引原則に適合しない営利事業所得税の移転価格監査準則の第12条に基づき、技術役務収入3,900万円あまりの収入を調整し、663万円あまりの税金を追徴された。</p> <p>当局の説明では、上記の監査準則第5条第5款によると、当該準則の取引類型が適用されサービス提供に該当するのは、マーケティング、管理、総務、技術、人事、研究開発、IT処理、法律、会計またはその他サービスなどである。従って、営利事業者が従業員を海外関係会社へ派遣し、上記内容のサービスを提供する場合、これに対する役務収入を得るべきである。甲社は海外関係会社へサービスを提供したが役務収入を得ていないため、審査の結果、独立企業間取引に合致せず技術役務収入として調整された。</p> <p>国税局は、移転価格の税務調査により、後日の税金の追徴を避けるため、会社が海外関係会社へ技術指導サービスを提供する場合、独立企業間取引に合致した収入を取るべきであると注意喚起している。</p> <p>納税義務者が上記の内容について疑問がある場合、当局の無料サービス電話(0800-000321)、または当局のウェブサイト(<a href="http://www.ntbca.gov.tw">http://www.ntbca.gov.tw</a>)からインターネット電話で相談することができる。</p> |

|     |           |
|-----|-----------|
| 公表日 | 2015/7/17 |
|-----|-----------|

|      |   |
|------|---|
| 公表元  | 財政部北区国税局  |
| テーマ  | 営利事業者の固定資産の減価償却は、毎年処理を行い、中断してはならない。   |
| 公表内容 | <p>財政部北区国税局によると、営利事業者の固定資産の減価償却は、耐用年数表の規定年数を下回らない耐用年数に渡し、一定の率にて毎年計上し、中断してはならない。</p> <p>当局が甲社の 2013 年度の営利事業所得税確定申告案を審査した際、一部の固定資産は 1991 年度に取得し、その耐用年数(5 年)が到来した後、2013 年度に再度その残存価格について減価償却を計上しているのを発見した。会社は、その固定資産を継続的に使用していることを主張したが、規定に基づき継続的に処理しておらず、そのすでに耐用年数を超過した減価償却費を否認した。当局は以下の通り注意喚起している。営利事業者が減価償却性の固定資産を取得する場合、取得原価から見積った残存価額を控除し、耐用年数表の規定年数を下回らない耐用年数に渡し、一定の率で毎年計上しなければならず、中断してはならない。耐用年数が到来しても継続使用する場合、残存価額について自ら使用可能年数を見積り、残存価額を再評価して従来の償却方法で減価償却を継続することができる。もし計上していない場合は、計上すべき年度に追加計上して調整しなければならず、自身で計上年度を選択することはできない。</p> |
| 公表日  | 2015/6/25   |

|      |  |
|------|--|
| 公表元  | 財政部南区国税局   |
| テーマ  | 営業人は跳び越えて統一発票を発行すると処罰を受ける  |
| 公表内容 | <p>営業人が貨物の販売により統一発票を発行する際、必ず実際の買受人宛てに発行しなければならないことに注意が必要である。南区国税局は、営業人に統一発票を跳び越えて発行しないよう注意喚起している。さもなければ、発見された場合に処罰されることになる。</p> <p>当局は、最近、甲社の営業税を審査した際、以下の事項を発見した。当該会社は乙社と長年取引を行っており、甲社が乙社へ貨物を販売する時は規定により乙社に統一発票を発行していたが、2015 年 1 月に乙社へ 600 万円あまりの貨物を販売したところ、乙社は甲社に統一発票を直接下請け会社の丙社宛に発行するよう要求した。甲社は業務上の関係により乙社の要求に応じ、統一発票を丙</p> |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>社宛に発行し、乙社宛に発行しなかったため、統一発票を跳び越えて発行することになった。これにより、跳び越えて発行した統一発票の金額 600 万円あまりに基づき、甲社は 30 万円あまり(600 万円×5%)の罰金を受けた。</p> <p>国税局は、法令違反及び罰則を避けるため、各営業人に対し貨物販売の統一発票発行は必ず実際の買受人宛てに発行し、跳び越えて統一発票を発行しないよう注意喚起している。</p> |
| 公表日 | 2015/6/17   |

|      |  |
|------|--|
| 公表元  | 財政部南区国税局   |
| テーマ  | 「会計証憑」の保存期間の起算について   |
| 公表内容 | <p>最近、管轄内の営利事業者からの質問で、税法が規定する各種会計証憑の保存は、永久保存または未決会計項目を除き、会計年度の決算手続終了後、少なくとも 5 年間は保存しなければならないが、その会計証憑の保存期間はどのように起算するかというものがあつた。</p> <p>南区国税局によると、商業会計法第 38 条第 1 項及び税捐稽徴機関管理営利事業会計帳簿証憑弁法第 27 条第 1 項により、営利事業者の各会計証憑の保存期間は 5 年であり、5 年の起算時点は会計年度の決算手続終了後からとされている。</p> <p>当局は以下の例を挙げて説明する。甲社は 2012 年 5 月 25 日に 2011 年度の営利事業所得税を確定申告した場合、上記の規定によると 2011 年度の各会計証憑の 5 年の保存期間は 2012 年 5 月 26 日から起算されることになり、満期日は 2017 年 5 月 25 日となる。</p> <p>当局はさらに説明し、営利事業者は証憑の取得日から営利事業所得税確定申告までの期間は、帳簿・証憑及び会計記録を保存し正確に帳簿を記録する責任がある。また、営利事業者が証憑を取得したら、保管し審査に備える義務がある。従って、5 年の保存期間の起算日は、会計年度の決算手続終了後から起算する。</p> <p>南区国税局によると、梅雨の季節は一時の大雨があり、またこれから台風の季節をむかえるため、営利事業者が法律の定める保存期限内にある証憑等の関連資料を水濡れにより失った場合、税法により事実発生の翌日から 30 日以内に明細及び証明資料を備え、管轄税務機関へ監察担当者の会社への派遣を申請する必要がある。さもないと、法令に従って帳簿を保存していないことになり、処罰されることを注意喚起している。</p> |
| 公表日  | 2015/6/17  |

定期的な税務関係手続事項のスケジュール

定期的な税務関係手続事項のスケジュール

| 手続期日               |                  | 手続内容   |
|--------------------|------------------|--|
| 自                  | 至                |  |
| 1/1                | 2/2              | 各種源泉徴収及び源泉徴収免除票、利益配当票、信託財産の各類所得票資料申告                 |
| 2/1                | 2/28             | 資産再評価申請(暦年制を採用する場合)                                  |
| 2/1                | 2/10             | 小規模営業人の第 4 四半期(前年度の 10-12 月)の営業税納付                   |
| 5/1                | 6/1              | 営利事業所得税確定申告、株主税額控除可能口座変動明細表及び前年度の未処分利益の確定申告          |
| 5/1                | 5/10             | 小規模営業人の第 1 四半期(1-3 月)の営業税納付                          |
| 8/1                | 8/10             | 小規模営業人の第 2 四半期(4-6 月)の営業税納付                          |
| 9/1                | 9/30             | 営利事業所得税の中間納税申告<br>(暦年制を採用する場合)                       |
| 11/1               | 11/10            | 小規模営業人の第 3 四半期(7-9 月)の営業税納付                          |
| 毎月<br>1 日          | 毎月<br>15 日       | 毎月を一期として営業税申告する許可を受けた営業人が、前期(前月)の売上額、要納付税額または還付税額を申告 |
| 奇数<br>月の<br>1 日    | 奇数月<br>の 15<br>日 | 営業人が前期(前 2 か月)の売上額、営業税要納付税額または還付税額を申告                |
| 会計年度終了<br>前 1 か月以内 |                  | 新規設立営利事業者の青色申告書使用の申請                                 |

EY 安永

Assurance アシュアランス | Tax 税務 | Transactions トランザクション | Advisory アドバイザリー

#### EY について

EY は、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。

EY 台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財団法人安永文教基金會を含んでいる。詳しくは、[www.ey.com](http://www.ey.com) をご覧ください。

© 2015 Ernst & Young, Taiwan  
All Rights Reserved.

APAC no. 14001979

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.ey.com/taiwan](http://www.ey.com/taiwan)